

手順書：胸腔ドレーン管理関連

12. 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、エアリークの有無、排液の性状や量等）及び検査結果（レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、吸引圧の設定及びその変更を行う。

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 開胸術後、気胸、感染や非感染による胸水、外傷による血胸・気胸等で胸腔ドレンが留置されている患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- バイタルサインの変化なし
- $\text{SpO}_2 \geq 92\%$
- ドレーンの状態に変化なし

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定
緊急性なし

【診療の補助の内容】

- 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
 - ・十分なモニタリングと対応ができる環境下で行う
 - ・排液量やエアリーク、胸部レントゲンでの肺の拡張を確認する
 - ・排液やエアリークが少なく、肺の拡張が認められない場合は、ウォーターシールから吸引圧をかける。吸引圧は、 $-8 \sim 15 \text{ cmH}_2\text{O}$ の範囲内で設定する
 - ・排液やエアリークが減少、又は無くなった場合は、ウォーターシールに変更する



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 呼吸回数、呼吸パターン、 SpO_2 、呼吸音等の呼吸状態の変化
- ドレーンの状態の変化
- 出血
- 皮下気腫の増大
- 性状の変化（膿様、白濁など）
- 胸部レントゲン所見：肺の拡張、胸水、血胸の状態

<確認事項>
異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する